

議案第 83 号

北名古屋市排水施設条例の一部改正について

北名古屋市排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、周辺農業用水域の水質保全を図り適用地域外からの流入を認めるため並びに排水施設及び適用地域の見直しを行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市排水施設条例の一部を改正する条例

北名古屋市排水施設条例（平成18年北名古屋市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（適用地域）

第3条 市内において特に農業用水域その他の公共用水域への汚水の排水を抑制する地域（以下「適用地域」という。）は、別表第2に定める地域とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（適用地域外からの流入）

第11条 適用地域外で事業を営む者は、事業所から汚水を排出しようとするときは、排水施設にその排水能力の許容する限りにおいて接続をすることができる。

2 前項の規定により排水施設に接続する者は、事業者とみなす。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	
幹線排水路1号線	起点	北名古屋市鹿田天井田27番地先
	終点	北名古屋市鹿田天井田8番地先
支線排水路1号線	起点	北名古屋市鹿田天井田8番地先
	終点	北名古屋市鹿田天井田1番地先
支線排水路2号線	起点	北名古屋市鹿田天井田69番1地先
	終点	北名古屋市鹿田天井田78番5地先
幹線排水路2号線	起点	北名古屋市鹿田道下22番地先
	終点	北名古屋市鹿田道下6番地先
支線排水路3号線	起点	北名古屋市鹿田道下44番地先
	終点	北名古屋市鹿田道下48番地先
幹線排水路3号線	起点	北名古屋市鹿田国門地36番1地先

	終点	北名古屋市鹿田東村前 1 2 2 番地先
幹線排水路 4 号線	起点	北名古屋市鹿田東村前 7 7 番 1 地先
	終点	北名古屋市鹿田東村前 7 9 番地先

別表第 2 中「北名古屋市鹿田国門地 3 6 番」を「北名古屋市鹿田国門地 3 6 番 1」に、「北名古屋市鹿田国門地 8 7 番」を「北名古屋市鹿田国門地 8 7 番 1」に、「北名古屋市鹿田天井田 6 9 番」を「北名古屋市鹿田天井田 6 9 番 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。